



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F  
TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2015年2月23日(月)

思いもよらぬ贈与税等の課税が！

## 第三者割当は時価発行で！

### 第三者割当増資は時価発行で！

会社が資本金を増やすことを『増資』といいます。この『増資』の中でも新株主から金銭等の払込みを受けるものを『有償増資』といい、その新株主の募集範囲の違いから『公募』『株主割当』『第三者割当』の三種類に区別されます。このうち『第三者割当』による増資を同族会社が行うときは、『時価』で発行しないと、思いもよらぬ贈与税等の課税が生じる場合があります。

### 課税の理由『株主価値の移転が生じる』

なぜ『時価』でない場合に贈与税等が課税されるかという点、株主間で経済的価値が移転してしまうからです。例えば1株当たりの株価（ここでは時価純資産価額）@100円で発行済株式総数20株（株主A・Bが各10株保有）の会社が、新株主Cから時価の1/2の@50円で5株の増資を引き受けたとしましょう（いわゆる『有利発行』）。

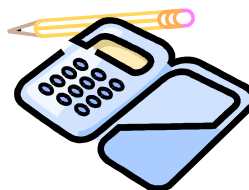
	増資前@100円		増資@50円	
	株数	時価総額	株数	払込金額
A	10株	1,000円	—	—
B	10株	1,000円	—	—
C	—	—	5株	250円
計	20株	2,000円	5株	250円

この増資が行われた後の1株当たりの株

価（時価純資産価額）は、（増資前2,000円＋増資額250円）÷増資後株数25株＝@90円となり株価が下がります。A・Bは何もしていないのに1株当たりの株価が▲10円下がり、Cは@50円の支払で@90円の価値がある株式を取得している状況になります。

	①増資後@90円		②移転前	移転分
	株式	時価総額	時価総額	①-②
A	10株	900円	1,000円	▲100
B	10株	900円	1,000円	▲100
C	5株	450円	250円	+200
計	25株	2,250円	2,250円	0

結果として、AとBから、それぞれCに100円の経済的価値が移転してしまうのです。このCへの移転分200円（（@90-@50）×5株）について、CがA・Bの親族である場合には、贈与税課税、親族以外である場合には、一時所得・給与所得等の課税対象となります。この課税リスクは、①既存株主が平等に増資を引受けない場合、かつ②時価発行増資でない場合に起こります。『第三者割当』の場合には、①は当然充たさないため、時価発行増資でなければ、課税リスクが避けられないことになります。



第三者割当増資には株価計算が必要です！